

移住・定住支援事業補助金の申請を予定している東京圏から移住された方へ

世帯 **100** 万円、単身 **60** 万円 ※起業の場合最大 **300** 万円

# 移住・就業支援事業補助金

## 移住・就業支援金の対象

次の①～③すべてに該当する方が対象となります。

- ① 次のすべてに該当する方
  - ・移住する直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区に在住又は東京圏※<sup>1</sup> (条件不利地域※<sup>2</sup> を除く) に在住し、東京 23 区に通勤※<sup>3</sup> をしていた方。
  - ・移住する直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区に在住又は東京圏※<sup>1</sup> (条件不利地域※<sup>2</sup> を除く) に在住し、東京 23 区に通勤※<sup>3</sup> をしていた方。
- ② 移住・就業支援事業を実施する都道府県が、マッチングサイトに移住・就業支援金の対象として掲載する求人により新規就業した方又は静岡県の事業による起業支援金の交付決定を受けた方
- ③ 次のすべてに該当する方
  - ・平成 31 年 4 月 1 日以降に移住した方。
  - ・申請時において、移住後 3 か月以上 1 年以内である方。
  - ・申請日から 5 年以上、継続して居住する意思がある方。

※1 東京圏

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※2 条件不利地域

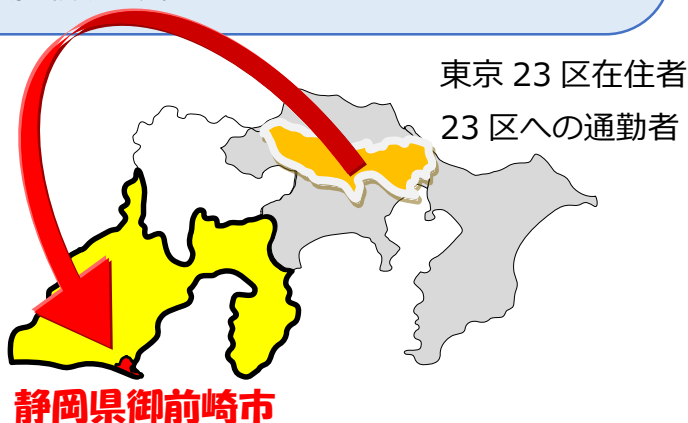
詳細はお問合せください。

※3 通勤

雇用者としての通勤にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

※予算管理等の都合上、住民登録時点で申請見込みの方を確認させていただいております。

移住・就業支援事業補助金の申請を予定されている方は、転入後速やかにご連絡ください。



## 移住・就業支援事業補助金に関するお問合せ先

□ 御前崎市役所 御前崎市池新田 5585 番地

▶ 企画政策課 (補助金制度全般に関すること)

電話 : 0537-85-1161 メール : kikaku@city.omaezaki.shizuoka.jp

▶ 商工観光課 (就業・起業に関すること)

電話 : 0537-85-1135 メール : shokan@city.omaezaki.shizuoka.jp

